

練馬区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成 23 年 10 月 1 日

23 練都建第 1006 号

(目的)

第1条 この要綱は、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に規定される特定緊急輸送道路沿道の建築物の所有者に対し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業による助成金（以下「助成金」という。）を交付するために必要な事項を定めることにより、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(他の助成制度との関係)

第2条 本助成事業の対象となる建築物は、練馬区民間建築物耐震改修工事等助成要綱（平成 19 年 3 月 28 日 18 練都建第 778 号）の対象外とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号）16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業に定めるところによるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 耐震化基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に規定する構造耐震指標が0.6以上であることをいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 耐震診断 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震診断仕様書に基づき、建築物の耐震性を判定することをいう。
- (4) 実施設計 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震改修工事実施設計仕様書に基づき、耐震化基準を満足するための必要な設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震改修工事仕様書に基づき、耐震化基準を満足するための必要な工事をいう。
- (6) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (7) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、実施設計および耐震改修工事（以下これらを「耐震改修工事等」という。）に関する事業をいう。

- (8) 分譲マンション 住居としての用途に供する部分を有し、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物をいう。

（事業者の情報提供）

第4条 区長は、耐震改修工事等を実施する事業者について、つぎの各号を実施することにより、区民に対して情報提供を行うものとする。

- (1) 耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちから、専門の耐震診断・設計機関を指定し、公表する。
- (2) 耐震改修工事に係る講習会および考査を実施し、考査に合格した工事施工事業者を名簿に登載する。

（助成の内容）

第5条 耐震改修工事等の助成は、耐震改修工事等の種類ごとにつぎの各号の助成金を交付することをもって行うものとする。

- (1) 耐震診断の経費に係る助成金（以下「耐震診断助成金」という。）
- (2) 実施設計の経費に係る助成金（以下「実施設計助成金」という。）
- (3) 耐震改修工事の経費に係る助成金（以下「耐震改修工事助成金」という。）

（助成対象建築物等）

第6条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）および事業は、つぎに掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 建築敷地が練馬区内にあり、かつ、特定緊急輸送道路に接するものであること。
- (2) 建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、つぎの各号に掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。

ア 12メートル以下の場合、6メートル

イ 12メートルを超える場合、緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離

- (3) 耐火建築物または準耐火建築物であること。
- (4) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものではないこと。
- (5) 耐震化指針に適合する事業であること。
- (6) 対象費用について他の耐震化関連補助金等の交付を受ける事業でないこと。また、既にこの要綱

による助成金の交付を受けた建築物は、再度、当該助成金の交付を受けることはできない。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震診断および実施設計は、つぎの各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

(1) 耐震診断および実施設計は、耐震化推進条例第 10 条第 1 項各号に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。

(2) 耐震診断は、診断結果についてつぎに掲げる団体により確認を受けたものまたは区長が認めたものにより評定を受けたものであること。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会

イ 社団法人日本建築構造技術者協会

ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構

(3) 実施設計は、原則として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）別添の指針に適合する水準にあることについて評定を受けた耐震改修計画に基づくものであること。

(4) 実施設計は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

3 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修工事は、つぎの各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

(1) 第 4 条第 2 号に規定する名簿に登載された工事施工事業者または区長が適当と認めた者が行うものであること。

(2) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.6 未満相当であることまたは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(3) 耐震改修工事は、前項第 3 号に規定する評定または耐震改修促進法第 8 条第 3 項に規定する計画の認定を受けた耐震改修計画に基づき行うものであること。

(4) 耐震改修工事は、建築基準法および関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする改修工事が同時になされるものであること。

(5) 建築基準法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。

（助成対象者）

第 7 条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、個人の場合は個人住民税および軽自動車税、法人の場合は法人住民税（以下これらを「区税等」という。）を滞

納していない者で、かつ、前条の要件を満たす助成対象建築物の所有者のうち、自らが助成対象建築物の耐震改修工事等を行うものとする。

(区税等を滞納していないことの確認)

第8条 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、練馬区に納付している個人の場合は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、法人および練馬区以外に納付している個人については、前年度に係る区税等の納税証明書または非課税証明書（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の提出を求めることにより確認を行うものとする。

(助成対象経費)

第9条 第4条に規定する助成金の交付の対象となる経費は、つぎに掲げる経費とする。

- (1) 耐震診断の経費は、第6条第2項第1号に規定する者により行った耐震診断（必要な調査および確認等を含む。）に要する経費とする。
- (2) 実施設計の経費は、第6条第2項第1号に規定する者により行った実施設計（必要な調査を含む。）に要する経費とする。
- (3) 耐震改修工事の経費は、第4条第2号に規定する名簿に登載された工事施工事業者または区長が適当と認めた者により行った耐震改修工事に要する経費とする。

(助成金の額)

第10条 助成金の額は、前条各号に掲げる費用で、別表に定める額を限度とする。

- 2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

(全体設計の承認)

第11条 耐震改修工事等が複数年度にわたる場合において、その経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該耐震改修工事等が複数年度にわたるものに係る初年度の交付申請前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等全体設計承認申請書（第1号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて、当該耐震改修工事等に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。当該耐震改修工事等に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- (1) 案内図
- (2) 配置図

- (3) 平面図（助成対象等を表示）
- (4) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (5) 見積書または耐震改修工事等に要する経費が確認できる書類の写し（年度ごとの支払い額が確認できるもの）
- (6) その他区長が必要と認めた書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、承認することを決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等全体設計承認書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（助成金の交付申請）

第12条 耐震診断助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断に係る契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付申請書（第3号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築確認済証の写しまたは建築物の工事着工年月日等が確認できる書類の写し 1部
- (2) 見積書または耐震診断に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (3) 区税等を滞納していないことを証明する書類（法人および練馬区以外に納付している個人の場合 1部
- (4) 耐震診断が複数年度にわたる場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等全体設計承認書の写し 1部
- (5) 第6条第1項第2号の規定に適合していることが確認できる書類 1部
- (6) その他区長が必要と認めた書類

2 実施設計助成金の交付を受けようとする者は、実施設計に係る契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付申請書（第3号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 見積書または実施設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部
- (2) この要綱に基づき実施した耐震診断報告書の写し 1部
- (3) 区税等を滞納していないことを証明する書類（法人および練馬区以外に納付している個人の場合 1部
- (4) 実施設計が複数年度にわたる場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等全体設計承認書の写し 1部
- (5) 第6条第1項第2号の規定に適合していることが確認できる書類 1部

(6) 第6条第2項第3号の規定に適合していることが確認できる書類 1部

(7) その他区長が必要と認めた書類

3 耐震改修工事助成金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付申請書（第3号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 見積書または耐震改修工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(2) 区税等を滞納していないことを証明する書類（法人および練馬区以外に納付している個人の場合） 1部

(3) 耐震改修工事が複数年度にわたる場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等全体設計承認書の写し 1部

(4) 第6条第1項第2号の規定に適合していることが確認できる書類 1部

(5) 第6条第3項第3号の規定に適合していることが確認できる書類 1部

(6) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定および通知)

第13条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、助成金を交付することを決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成しないことを決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第14条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の内容を変更するときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金変更申請書（第6号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金に係る被助成者は、前項による申請前に、工事内容の変更に関して、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づく建築物の耐震改修計画について、区長の認定等を受けなければならない。

(変更等の承認)

第15条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、耐震改修工事等の内容の変更を承認する場合には、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金変更承認書（第7号様式）により、被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第16条 被助成者は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の中止などを理由に交付申請を取り下げる場合は、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付申請取下げ届（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（計画の認定等）

第17条 実施設計助成金に係る被助成者は、実施設計が完成した場合、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づく建築物の耐震改修計画について、区長の認定等を受けなければならない。

2 区長は、前項の計画の認定に当たり、耐震診断および実施設計が適切に行われていないと認める場合には、耐震診断および実施設計が適切に行われるよう被助成者または実施設計の設計者に指導するものとする。

3 前項の指導を行った場合において、被助成者または実施設計の設計者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者または実施設計の設計者が勧告に従わない場合、区長は実施設計に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（検査）

第18条 区長は、この要綱に基づき行われる耐震改修工事の内容が適切であるかを判断するために、練馬区耐震改修工事検査要領（平成19年6月1日19練都建第10499号）に基づき、検査を実施する工程を指定し、中間検査および完了検査を行うものとする。

2 耐震改修工事助成金に係る被助成者は、前項に規定する最初の工程に達した場合、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事検査申請書（第9号様式）に関係書類を添えて、区長に検査の申請をしなければならない。

3 耐震改修工事助成金に係る被助成者は、第1項に規定する2番目以降の工程に達した場合、関係書類を添えて区長に検査の申請をしなければならない。

4 区長は、前2項の申請を受けた場合、速やかに検査を行うものとする。

5 区長は、すべての検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていると認める場合には、被助成者に対して特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事検査結果報告書（適合）（第10号様式）を交付しなければならない。

- 6 区長は、第4項の検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、被助成者に対して特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事検査結果報告書（不適合）（第10号様式）を交付するとともに、耐震改修工事が適切に行われるよう被助成者、工事施工者または工事監理者に対して指導するものとする。
- 7 被助成者は、前項の報告書を受領した場合、耐震改修工事の内容が適切になるように変更し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事検査結果報告書（適合）（第10号様式）を取得するまで検査を受けなければならない。
- 8 区長は、第6項の指導を行った場合において、被助成者、工事施工者または工事監理者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 9 前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者、工事施工者または工事監理者が勧告に従わない場合、区長は耐震改修工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（助成金の交付請求および交付）

- 第19条 被助成者は、第13条第1項の規定により交付決定を受けた耐震改修工事等が完了したときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付請求書（第11号様式）に耐震改修工事等に要した経費の支払いを証する書類その他必要な書類を添付して、区長に請求しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、耐震診断助成金に係る被助成者は、前項に規定する請求時に、耐震診断報告書を区長に提出しなければならない。
 - 3 第1項に規定するもののほか、実施設計助成金に係る被助成者は、第1項に規定する請求時に、耐震改修促進法第8条第3項に規定する計画の認定書等を区長に提出しなければならない。
 - 4 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事助成金に係る被助成者は、第1項に規定する請求時に前条第5項に規定する特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事検査結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。
 - 5 区長は、第1項に規定する請求を受けたときはその内容を審査し、適切と認める場合は、被助成者に助成金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第20条 区長は、被助成者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事等助成金交付決定（一部）取消通知書（第12号様式）により被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第21条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(適用の除外)

第22条 つぎの各号に掲げる場合は、助成金を交付しないものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に基づく認可を受けた都市計画事業その他区長が指定する事業の区域内にある場合

(2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画区域内で壁面線が指定されている区域内にあり、耐震改修工事により外壁等が壁面線を超える場合その他区長が指定する場合

(身分証明書の発行および携帯)

第23条 区長は、この要綱に基づく業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

2 前項の規定により業務に従事する者は、当該業務を行う際、前項で規定する証明書を携帯しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、平成28年3月31日をもって効力を失うものとする。ただし、この要綱の失効前に交付決定した助成金に対する取消しおよび返還の規定の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

別表（第10条関係）

費用の区分	助成対象費用の限度額	補助率および助成限度額
耐震診断に要する費用	イ 面積 1,000 m ² 以内の部分は 2,000 円／m ² 以内 ロ 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,500 円／m ² 以内 ハ 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,000 円／m ² 以内 建築物等の延べ面積が 3,000 m ² 未満の場合は、イからハまでの合計に階数に 15 万円を乗じた額を加算した額以内	助成対象費用の 10 分の 10。 ただし、延べ面積が 15,000 m ² 以下の建築物等（分譲マンションを除く。）は、助成対象費用の 3 分の 1 に 770 万円を加えた額以内。延べ面積が 15,000 m ² を超える建築物等（分譲マンションを除く。）は、補助対象費用の 5 分の 4 以内。
実施設計に要する費用	イ 面積 1,000 m ² 以内の部分は 2,000 円／m ² 以内 ロ 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,500 円／m ² 以内 ハ 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,000 円／m ² 以内	助成対象費用の 6 分の 5。 ただし、その金額が 560 万円を超える場合は、560 万円。
耐震改修工事に要する費用	47,300 円/m ² 以内。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、80,000 円／m ² 以内 なお、住宅（分譲マンションを除く。）にあつては上記 47,300 円を 32,600 円と読み替える。	助成対象費用の 4 分の 3。 ただし、その金額が 9,000 万円を超える場合は、9,000 万円。

※ 助成金の額は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。